

許 可 証

住所 久喜市久喜東三丁目7番10号
氏名 株式会社セントラル・アメニティ
代表取締役 三石 力也

令和4年2月8日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業所の所在地及び名称	幸手市北二丁目18番1号 株式会社セントラル・アメニティ 幸手支店
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(ごみ) 特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に定めるもの
収集運搬及び処分の区分	収集運搬業
処 分 の 方 法	—
事 業 の 区 域	北川辺地域 特定家庭用機器再商品化法に係る指定引取場所
許 可 の 有 効 期 間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
許 可 の 条 件	1 関係法令、市条例及び市の指示を遵守し、誠実に業務を行うこと。 2 業務に関する一切の行為について、その責任を負うこと。 3 営業区域については、許可時の区域に限る。 4 指定引取場所へ運搬できる市外の廃棄物は、裏面記載の排出元市町村から発生するものに限る。

令和4年3月25日

加須市長 大橋 良一



教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、加須市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として(訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。)提起することができます。